

特許権・意匠権 ともに取得するメリット

訴訟における損害賠償の高額化が期待できる

簡易顕微鏡事件 → 実施料相当額(販売価格の10%)
※特許権・意匠権合せて

取鍋事件 → 意匠権独自で損害額認定

特許権・意匠権 ともに取得するメリット

まとめ

意匠権は

- ・早い！(早期権利化)
- ・安い！(登録にかかる総費用は特許の1/3、登録率高い、無効になりにくい)
- ・うまい！(ときには特許より広い権利で争える、損害賠償高額化)

特許権と意匠権を両方取得することで、
互いのデメリットを補える

2. 特許権・意匠権 で争われた事例紹介

特許権・意匠権で争われた事例

簡易顕微鏡事件

平成18年(ワ)第22106号損害賠償等請求事件(東京地裁)
平成20年(ネ)第10088号損害賠償等請求控訴事件
平成21年(ネ)第10013号損害賠償等請求附帯控訴事件
(知財高裁第3部)

取鍋事件

平成16年(ワ)第24626号損害賠償等請求事件(東京地裁)
平成19年(ネ)第10032号損害賠償等請求事件(知財高裁第1部)